 **足立区創業支援施設　募集要項**

足立区の創業支援施設であなたの

事業プランを実現してみませんか。

**創業するなら足立区で！**

足立区創業支援施設

「募集要項」

は ぐ く み ん

(創業支援施設ﾏｽｺｯﾄｷｬﾗｸﾀｰ)

足立区 産業経済部

企業経営支援課 創業支援係

**１　所在地**

　　千住一丁目創業支援館「かがやき」

　　足立区千住一丁目４番１号　東京芸術センター１１階

**２　募集する部屋および使用料、共益費、保証金**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 部屋番号 | 面　積 | 使用料（月額） | 共益費（月額） | 保証金（入居時） |
| １１０５号室  １１０８号室 | ２１．８㎡ | ２８，０００円 | ２６，０００円 | １６０，０００円 |
| １１１０号室 | １８．５㎡ | ２４，０００円 | ２２，０００円 | １４０，０００円 |

**３　入居日**

　　令和７年８月１日以降

**４　申請要件**

**創業支援施設に入居して公的な支援が必要な方**で、次の（１）～（３）のいずれかに該当する創業者

（１）創業を具体的に計画している方

（２）入居日現在、法人設立登記を行ってから３年未満の法人の代表者の方

（３）入居日現在、税務署へ開業届を提出してから３年未満の個人事業主の方

**※　創業支援施設は、公的な支援が必要な方が入居する施設です。既に事業規模の大きい企業（業種業態にもよりますが、売上が約5,000万円程度）は支援対象にはなりません。**

**ただし以下に該当する方は申請を行うことができません**

　　・今回の申請とは別の法人の代表者や、別の個人事業を営んでいる方

・個人事業主または法人の代表として、通算３年以上の経営経験注1がある方

注１・・・経営経験とは、個人事業主・法人の代表者として事業を実施している期間のことを指します（申請した法人とは別の法人で代表者を務めていた場合も含みます）。

経営経験の期間を算出する際には、業種や事業の形態を問わず、個人事業主の期間＋法人の代表者期間で経営経験の期間を算出してください。

**５　募集対象**

**≪申請要件チェックリスト≫**

**申請要件に該当するかをご確認ください。**

**１　創業前の場合**

* 創業を具体的に計画している
* 入居日現在、経営経験が通算３年未満である
* 今回の申請とは別の法人の代表者や、別の個人事業を営んでいない

**２　法人の場合**

* 入居日現在、法人設立登記を行って３年未満である
* 入居日現在、法人代表者の経営経験が通算３年未満である
* 今回の申請とは別の法人の代表者や、別の個人事業を営んでいない

**３　個人事業主の場合**

* 入居日現在、税務署へ開業届を提出してから３年未満である
* 入居日現在、経営経験が通算３年未満である
* 今回の申請とは別の法人の代表者や、別の個人事業を営んでいない

**事務所の確保が必要と認められ、創業指導員による相談等の事業安定に向けた経営支援を必要とする**、次の要件のいずれにも該当する方

（１）施設の利用期間終了後、足立区内において引き続き事業を行おうとする意思を有すること。

（２）区内産業の活性化に寄与すると認められる営利事業を行うこと。

（ＮＰＯ法人、社団法人、財団法人等は対象外）

（３）住民税、法人住民税等の諸税を滞納していないこと。

（４）足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例施行規則（平成１５年足立区規則第４１号）第１８条の規定により補助金等の返還を命じられた場合にあっては、定められた期限内に返還を完了していること。

（５）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（６）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定める無差別大量殺人行為を行った者又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる者でないこと。

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項第１号から第５号まで及び第２条第５項に掲げる営業を営む者でないこと。

（８）外国人である場合は、次のいずれかの在留資格をもって本邦に在留していること。

ア　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の経営・管理

イ　出入国管理及び難民認定法別表第２の全て

**６　利用条件**

（１）法人の場合、本社として利用すること。（営業所としての利用は不可）

（２）事務所として利用すること。（不特定多数の来場者が見込まれる店舗や教室、講座等の会場、工場、倉庫等としての利用は不可）

（３）危険物の持ち込み、悪臭・騒音の発生や発火の危険性のある実験装置等の設置等はしないこと。

（４）既に法人登記している場合は、入居後２か月以内に法人登記を施設所在地の住所に変更すること。

（５）創業予定の場合は、入居後２か月以内に、創業手続（個人にあっては税務署長への開業の届出、法人にあっては法人登記)を完了させること。

（６）年２回、区に営業実績報告書を提出すること。

（７）定期的に創業指導員（インキュベーションマネージャー）と面接すること。

（８）創業支援施設入居者対象のセミナーに積極的に参加すること。

**７　入居期間**

　　２年間。ただし、審査により１年間に限り延長が可能です。

**８　見学**

　　事前に見学が可能です。「12お問い合わせ（お申し込み）先」にご連絡、または以下の足立区オンライン申請システム専用フォーム（以下、またはQRコード）からお申込みください。

[**https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/672**](https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/672)

**９　申請方法**

（１）申請方法

申請書（様式第１号～様式第５号）、履歴書、添付書類（記入要領を参照）を「12お問い合わせ（お申し込み）先」に直接提出、または以下の**足立区オンライン申請システム専用フォーム**（以下、またはQRコード）で提出。

[**https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/2055**](https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/20552)

（２）申請期間

令和７年４月１６日（水） ～ 令和７年５月３０日（金）

（３）東京電機大学運営の創業支援施設「かけはし」（以下「かけはし」）との併願について

「かけはし」との併願は可能です。ただし、「かがやき」又は「かけはし」のいずれかの入居が決定した場合、その入居予定者はもう一方の申請はできません。また、応募申請済であっても審査は行われません。

（４）個人情報の取扱について

申請書に記載された個人情報は、本創業支援施設の入居審査のために利用し、申請者の同意なく他の目的では一切利用しません。ただし、「かがやき」の募集から決定までの期間が、「かけはし」の募集から決定までの期間と重複する場合は、区と東京電機大学で情報を共有します。

**10　入居者の決定**

　　入居者は「足立区創業支援施設入居者選考委員会」の審査結果に基づき足立区長が決定します。

　　なお、原則として選考・審査の経過や不採択の理由等に関するお問い合わせには応じられません。

**選考・審査のポイント（一部）**

* **将来性　成長が期待できるか。**
* **独自性　新規性や優位性があるか。**
* **収益性　収益が見込める事業か。**
* **意欲　　成長志向は感じられるか。**
* **資質　　経営者に必要な考え方を持っているか。**
* **地域性　区の活性化に寄与するか。**

**11　今後のスケジュール**

（１）入居者選考（面接審査）

令和７年６月１６日（月）

詳しい時間や場所については、後日別途ご案内いたします。

（２）選考後のながれ

ア　選考結果通知・保証金納付書の郵送　令和７年６月下旬

イ　保証金納付　　　　　　　　　　　　令和７年６月下旬～７月上旬

ウ　入居説明　　　　　　　　　　　　　令和７年７月中旬以降

エ　入居　　　　　　　　　　　　　　　令和７年８月１日以降

**12　お問い合わせ（お申し込み先）**

〒120-8510　足立区中央本町一丁目１７番１号　南館４階

足立区役所 産業経済部 企業経営支援課 創業支援係

電話：０３－３８８０－５４９５　　FAX：０３－３８８０－５６０５

Eﾒｰﾙ：kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

【千住一丁目創業支援館かがやき施設概要】

（１）設備

・　施設は東京芸術センタービルの１１階部分です。

・　事務所は完全な個室です。パーテーション等で仕切る仕様ではありません。

・　インターネット環境としては、ＮＴＴ光回線が利用できます。ただし、利用には別途プロバイダーとの契約が必要です。

・　事務所はシリンダー鍵による施錠になります。

・　空調は個別空調です。

・　トイレ及び給水は共用となります。

・　利用できる駐輪場は、一般来客用駐輪スペースのみとなります。

（２）利用時間

・　２４時間３６５日利用できます。ただし、宿泊場所としての使用はできません。

また、機器の保守点検等のため利用が制限される場合があります。

（３）その他

・　経営ノウハウの提供等を行うインキュベーションマネージャーの相談を受けることができます。

・　交流室を利用できます（Wi-Fiあり）。

・　事務所の光熱費、入居者が契約の当事者となる電話やインターネット回線の使用料等は、入居者の負担となります。

・　高圧受電施設のため、光熱費は、一般家庭と比べ高くなります。



1105号室

1101号室

1104号室

1103号室

1102号室

1110号室

1109号室

1108号室

1107号室

1106号室